

令和2年12月26日(土)

司法書士による

「年末困りごと電話相談会」(無料電話相談)

を実施します

長野県司法書士会

会長 丸山 孝一

長野県司法書士会は、下記の要領にて司法書士による年末困りごと電話相談会を実施いたします。

司法書士による無料電話相談

「年末困りごと電話相談会」

◆日時：令和2年12月26日(土) 10:00～16:00

◆電話番号：0120-448-788 (当日のみの専用番号です)

※ 相談は無料、秘密は厳守します。

◆相談例：
・借金で苦しんでいる ・生活に困っていて年が越せない
・労働問題で悩んでいる ・養育費をもらっていない ・離婚で悩んでいる
・生活保護を受けたい ・車上生活から脱したい ・相続について
・消費者トラブルで悩んでいる ・新型コロナの影響で生活が苦しい etc.

◆問合せ先：長野県司法書士会 (TEL：026-232-7492)

なお、開催趣旨につきましては、別紙のとおりです。

開 催 趣 旨

例年、年の瀬を迎える頃には、生活の悩み、金銭的な悩み、職場の悩み、家庭の悩みなどについて、年内にどうにか解決したい、といった相談が多くなります。また、生活困窮状態の方にとっては、年末年始の間は役所が閉庁となるため、生活保護等の給付に時間がかかってしまい、大変な困窮状態となる危険があり、相談需要が増加します。

さらに、今年新型コロナウイルスにより、経済活動の低下、雇用情勢の悪化により様々な問題を抱えたまま年末を迎える方が増加していると懸念されます。

そういった相談に対して、司法書士が親身に応えることで、一人でも多くの方に気持ちよく新しい年を迎えていただければと考えております。

このような趣旨により、昨年に続き、年末のこの時期に「年末困りごと相談」を実施いたします。

なお、相談は電話による無料相談といたします。お悩みを抱える多くの方の相談をお受けしたいと考えております。

我々司法書士は、身近なくらしの法律家として、市民の皆様の困りごとに対し、適切な支援を行っていきけるよう、今後も活動を続けてまいります。

* * *

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権があり、訴額 140 万円を超えない民事事件において、裁判所および裁判外において代理人とすることができます。また、これ以外の裁判手続においては、裁判書類作成を通じて訴訟・調停等の手続をサポートします。